

令和8年度レンタカー単価契約書(案)

- 1 契約件名 令和8年度レンタカー単価契約
- 2 車種及び単価 別紙1のとおり
- 3 契約予定総金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 4 履行場所 仕様書のとおり
- 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 6 契約保証金 免除

上記について、支出負担行為担当官 中部森林管理局長 佐伯 知広 を甲とし、
を乙として、次の条項及び仕様書により契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、乙の所有する貸渡車両(以下「レンタカー」という。)を甲に貸渡、甲は、乙にその対価として料金を支払うものとする。

(料金)

第2条 料金は、利用車種、利用時間ごととし、その金額は別紙1のとおりとする。
なお、予約の変更又は取り消し料は、乙の承認を得た場合は発生しないものとする。

2 経済事情の変動、その他相当の事由により前項の料金を改定するときは、乙は事前に甲に協議し、甲の承諾を得るものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、甲の書面による承諾を得ずにこの契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。

(一括再委託の禁止)

第4条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の事前承認)

第5条 乙は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、乙が軽微な業務を再委託するときには、適用しない。

3 第1項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

(履行遅滞の通知)

第6条 乙は、履行期限までに配送できないおそれのあると認める場合は、遅滞なくその旨を甲に通知し、その履行について甲と協議しなければならない。

- 2 故意または重大な過失により乙が前項に定める通知を怠り、かつ引き渡し期限または猶予期限までに契約物品の引き渡しを行わないときは、甲は本契約を解除するものとする。
- 3 乙は、前項の規定に基づく契約解除により損害を被っても意義の申し立てはできないものとする。

(検査及び料金の請求)

第7条 乙は、毎月末時に甲の検査を受けた後、1月分ごとに料金を取り纏め、前条に定める料金を甲に請求するものとする。

なお、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(料金の支払い)

第8条 料金は、使用月分ごとに支払うものとする。

- 2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に料金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払い期限を経過して支払い遅延となった場合は、遅延日数に応じ当該支払金額に対し、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(申し込み)

第9条 甲は、レンタカーを利用するときは、あらかじめ乙に利用日時、必要台数及び車種等を連絡するものとする。

- 2 乙は、前項の連絡により履行場所へ配車するものとする。
ただし、甲が希望した場合は、乙の店舗にてレンタカーを貸渡すものとする。

(損害補償)

第10条 事故による補償は、次号の補償限度内において乙が負担する。

- (1) 対人補償1名につき無制限
- (2) 対物補償1事故につき無制限
- (3) 車両補償1事故につき時価まで
- (4) 人身傷害補償1名につき3,000万円

(休業補償)

第11条 甲は、自己の責に帰する事故により乙に損害を与えた場合は、休業補償の一部として次号の金額を支払わなければならない。

- (1) 自走可能で店舗へ返還した場合20,000円
- (2) 自走不可能で店舗へ返還できなかった場合50,000円

(貸渡約款)

第12条 甲は、レンタカーを利用する場合、この契約に定める事項のほか、乙の貸渡約款に従うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が契約の解除を申し出たとき
 - (2) この契約に関して乙又は乙の代理人若しくは乙の使用人に不正行為があったとき
 - (3) 乙が前条の規定に違反したとき
 - (4) 前各号のほか乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき
 - (5) 乙が破産の宣告を受け、又は居所が不明となったとき
 - (6) 甲の都合により契約の解除をするとき
- 2 乙は、甲がこの契約に定める事項又は貸渡約款に違反したときは、契約を解除することができるものとし、その場合甲は、期限の利益を喪失し乙に対し即時全債務を支払うものとする。

(違約金)

第14条 乙は、第10条第1号から第4号までの規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の総額(以下「契約金額相当額」という。)の10分の1に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、前条第1号の場合において、乙の責に帰さない事由のときは、この限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第15条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額相当額(この契約締結後、契約金額相当額の変更があった場合には、変更後の契約金額相当額)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき
 - (4) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合は、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第16条 この契約に関し、定めのない事項又は甲、乙の間に紛争の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定する。

2 この契約に関する訴えは、甲の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

(特約条項)

第17条 暴力団排除に関する特約条項は別紙2のとおりとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

住所 長野県長野市大字栗田715-5

氏名 支出負担行為担当官

中部森林管理局長 佐伯 知広

乙

住所

氏名

別紙1

車種及び単価

車種	利用時間	金額(税抜き)
商用バン(1500ccクラス)	12時間以内	
	24時間以内	
	以後1日毎(24時間まで)	
	超過料金(1時間毎)	
ハイブリッド車(1800ccクラス)	12時間以内	
	24時間以内	
	以後1日毎(24時間まで)	
	超過料金(1時間毎)	
ミニバン(7~8人乗り)	12時間以内	
	24時間以内	
	以後1日毎(24時間まで)	
	超過料金(1時間毎)	
ワンボックスワゴン(10人乗り)	12時間以内	
	24時間以内	
	以後1日毎(24時間まで)	
	超過料金(1時間毎)	
軽トラック	12時間以内	
	24時間以内	
	以後1日毎(24時間まで)	
	超過料金(1時間毎)	
2tトラック (標準)	12時間以内	
	24時間以内	
	以後1日毎(24時間まで)	
	超過料金(1時間毎)	
RV車	12時間以内	
	24時間以内	
	以後1日毎(24時間まで)	
	超過料金(1時間毎)	

※単価については、免責補償制度加入料を含むものとする。

加算料金

指定料金	利用時間	金額(税抜き)
4WD	24時間毎	0円

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。